

Title	農業の経営規模について
Sub Title	
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.10 (1940. 10) ,p.1803(465)- 1829(491)
JaLC DOI	10.14991/001.19401001-0465
Abstract	
Notes	皇紀二千六百年慶應義塾大學部設立五十年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19401001-0465

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

農業の經營規模について

小池 基之

わが國の農業經營が極めて小規模であることは既に一つの常識となつてゐる。昭和十三年九月一日現在に於て行はれた全國農家一齊調査によれば、一町歩未満の耕地を耕作するものは自作農六八%、自作兼小作五五%、小作農八一%、平均六五%といふ數字を示してゐる。わが國農業の小規模制は、云ふまでもなく、わが國の特殊なる歴史的条件によつて成立した高い小作料、高い土地價格が農業經營の規模擴大を阻止したといふことに基くものであり、かゝる地代法則の貫徹は農業經營をして勞働の生産性を犠牲にして専ら反當收量の増大を目的とするといふ方向に向けしめたのであつた。かゝる小規模制の下に於ては生産額の増加は農業生産費の高騰となつてあらはれることは當然である。米價の引上げ、補助金政策等一聯の保護政策が農業生産の維持、確保のためにとられ來つた所以である。そればかりではない。かゝる小農經營の下に於ては、農民の手に歸する所謂「農業所得」は利子、利潤部分を含まないばかりでなく、その本質上農民の自家勞働に對する勞賃に相當するものに外ならない。農民は「農業所得」の

變動に對しては家計費を切り下げるか、兼業、副業、収入によつて生計補充をしなければならないのである。特に零細經營に於ては兼業、副業が不可避的に生計補充的相互關係にあるといふこと、わが國の多くの農業經營が農業によつて獨立して存在し得ないといふことは農業經營の發展に對して著しい障害でなければならぬ。こゝに農業の合理的な經營規模、或ひは經營形態は如何なるものであるか、換言すれば所謂「適正規模」論の生ずる所以である。特に、是等生産力の維持、擴充といふ現下の要請に對して、その阻止的な要求に直面して、合理的な經營規模創出への要求は益々強まりつゝあると云へやう。

しかし「適正規模」とは何であるかについては未だ必ずしも明らかではない。たゞ現在の生活の不安定、經營の不合理は専ら耕地面積の狭小に基くものであるといふところから經營を合理化し、之に安定せる生活を維持させるためにはどれ丈の耕地面積が必要であるかが、従來「適正規模」論の中心となつてゐた如くである。この場合適正規模の規準については二つの立場が考へられてゐる。家族労働を規準として、その「完全燃焼」を目指して、この點から適正規模を設定しやうとする立場はその一であり、農家の生活費を基準とする所謂「安定農家」の設定はその二である。

(一)、前者、即ち家族労働を基準とする立場は、家族労働の大きさが農業經營の大きさを制約するといふ見地に基くものであるが、例へば横井時敬博士はその著「小農に關する研究」に於てのべてゐる。「小經營に就きての適當なる面積は自家勞力が現に與へられたるもので、伸縮の出來難いものとすれば、その現在の勞力分量にて、幾何の

面積が適當であるかは、一定の時處に於ては研究の可能性があるに相違ない、當該場合に於ては一定の面積に投下すべき勞力の分量には、上下の境界に孰れにも限度があるに相違ない、既に上の限度に達し、尙勞力に餘あらば則ちその面積を増加し、勞力の餘なき程度に、その面積を擴げなければならぬ」。(昭和八年第三版、一九六頁)(註一)

(二)、所謂「安定農家」としての適正規模を設定しやうといふ立場については、例へば農村更生協會簿記々帳範例部落研究會による安定農家、必要農業經營規模の概念は次の如くである。(「部落と簿記指導」八二頁)

一、農業収入のみで生活を立てることとし、勤勞収入財産収入利用収入は一先考慮せず。

二、家族の生活は大體現在日本農民の平均的水準として家族一人、一ケ年百圓乃至百十圓をとる。

三、尙農業經營に對しては建物、大農具、大動物、大植物等の消却額、増殖額を可能なる範圍内で研究生の財産基帳(京大式)より計算し、他方農家一戸當平均的必要なる臨時支出(冠婚葬祭保健衛生等)を部落の慣習より算出、兩者の代數的合計は當然農業収入より家計費を支出し、尙余剰あるものとす。

又農林省經濟更生部の地方の地方事情調査に於ては、「農業を主たる収入とし、生計を維持するためには、自作農を前提として、農家一戸當り少くとも一町七反の耕地面積が必要であるとされてゐる。特に、この農業經營からの収益だけを以て安定せる生活をなし得ることを目標に置いて、之を可能ならしむべき耕地面積をもつ適正規模經營の創設は移民分村計畫の根據としてとりあげられたものであつて、各地の分村計畫に於ては、安定農家を創設するためには現在の農業經營を少くとも數倍に擴大しなければならぬと云はれてゐる。(註二)

(註一) 高岡熊雄博士はこの立場から農家一戸の勞働力を二八半として、農業丈で一家が生活するに必要な面積は、北海道を除き、内地では少くとも一町五反(水田八反、畑七反、水田は四割二毛作、畑は全部二毛作)と算定してゐる。(全部一毛作とすれば少くとも二町五反が必要である。)(増補農政問題研究「大正十五年、六〇頁以下」)

(註二) 分村計畫に於ける適正規模は、例へば山形縣庄内分郷計畫では自作農二町四反五畝、小作農三町六反八畝。鳥取縣東伯郡分村計畫基礎調査では海濱農村二町、田所農村一町八反、田畑相半するもの二町、山林一町四反。宮城縣玉造郡東大崎村では二町八畝。

勿論、この二つの立場に於ける夫々の適正規模は又それぞれの時代に於ける歴史的性格をもつものではあるが、家族勞働を基準とする適正規模はそれ自身既に明らかな如く、その社會的地盤を家族勞働を中心とする低い技術水準をもつ家族勞働的小農經營の維持、確保に置くものであり、又標準的經營規模——適正規模——の基準を農家生活費に置き、それを基準として一定の耕地面積を決めやうといふ立場についても、同様に、わが國の小規模農業經營のもつ低い生産力、低い技術水準に基く農業所得の未分化、換言すれば農業所得と自家勞働に對する勞賃の段階を前提とし、又維持せんとするものであると云へる。これ等の點に於て所謂「適正規模」論の性格は明らかであらう。しかのみならず、これ等の立場の基準としてとりあげられた農家生活の安定、或ひは自家勞働の完全燃焼、何れよりするも、その目標達成のためには耕地面積の擴大は必ずしも必至のことではない。農家生活の安定は生活規準、農産物價格、農業經營の方式等に依存する事柄であり、又自家勞働の消費も經營方式如何によつて、著しく異なるた形ではあらはれてくるからである。農業經營方式の如何によつて農家生活の要求する耕作面積は異なるであらう

し、耕地面積が同様でも經營方式の如何によつて經營成果に著しい差異を生ずるであらう。従つて農業經營の適正規模の問題については、それに先立つて、先づ農業經營規模の概念の吟味がなされなければならないわけである。

二

農業生産に於ては土地は最も主要な生産手段であり、従つて、農業經營規模は耕地面積を重要な指標とするものではあるが、しかし、耕地面積はそのまゝ經營の經濟的な内容を示すものではないこと、前述の如くである。耕地面積の大小は生産手段及び資本の必要なる投下量に必ずしも比例するものではなく、技術水準及び經營の方式に従つて、小さな地積にも非常に多額の投資を必要とする場合がある。生産の規模は正確には生産のための全資本投下を意味するものなのであつて、現實に於ては、主として耕地面積の大小によつて示されてゐる經營の規模は、實は、單に面積の廣狹それ自身でなく、農業機械、農具、役畜等の勞働手段の多少、流動資金の多少等を伴つてゐる概念なのである(註三)。經營規模の大小はその生産量に於て最も精密な表現が見出される。そして、生産量は生産設備の大きさによつて、又生産設備の大きさは常に一定の利用度に於て具體化されるので、その利用度によつて規定される。従つて、經營規模は生産設備の大きさ、換言すれば複合體としての勞働手段の量並びに構成によつて規定されるといふことになる。この點からすれば、わが國の勞働集約的な家族農業經營に照應して、家族勞働力の大きさが農業經營の大きさを制約するといふことは、實は、逆に、上述の意味に於ける經營規模こそ、それに照應した一定の勞働力、その組織、勞働對象の量及びその利用の仕方を決定するものであつたのである。

(註) 近藤康男、轉換期の農業問題、昭和十四年、九二頁以下參看。

經營規模が複合體としての労働手段の量並びに構成によつて規定されるといふこと、即ち經營規模とはそれぞれの技術構造をうちに含めた概念であるといふことによつてのみ、それぞれの經營規模によつて如何に生産性が異なるかを説明することが出来るであらう。例へば、同じ稲作經營について見ても、帝國農會の「米生産費に關する調査」によつて、主要な米作地方である(註)東北區、關東區、北陸區、九州區についての夫々の經營の特質を示す若干の指標を示せば次の如くである。

調査	平均水稻面積	反當支米收量	反當農具費	反當労働日數			反當畜力
				家	族	雇	
戸數	反	石	圓	日	日	日	日
東北區	八四	二一・一一九	二・五五五	一・四二	七・二	二一・四	一・八
關東區	四六	一三・六二九	二・一四五	二・六三	一七・二	三・二	二〇・四
北陸區	四四	一六・八二九	二・五六二	二・九五	一八・三	二・四	二〇・七
九州區	五〇	一一・二二九	二・六八一	二・〇二	一七・一	二・七	一九・八

〔備考〕 昭和十三年度、自作農の平均である。

これによつて明らかなのは東北區に於ては最も多くの労働量がかけられて居り、しかもその中に於て雇入労働が可成り大きな部分を占めてゐるといふことである。これに對して北陸區に於ては農具費が、九州區に於ては畜力使用日數が何れも東北區より大きな數字を示して居るのであつて、このことは東北區に於ける稲作技術の低位を示

すものに外はならない。稲作經營そのものに於ても、それぞれの労働力と労働手段の結合の様式はそれぞれ異なつた生産性としてあらはれてくるのであつて、尙裏作との關係、養蠶との結合等による經營内容の差異を考慮するならば、もはや單なる經營面積の差によつては比較することが出来なくなるのである。

(註) 「第十五次農林省統計表」(昭和十三年度)によれば全國水稻作付面積に對する比重は東北區一七・三%、關東區は一三・四%、北陸區一一・七%、九州區一四・二%である。

三

經營規模が單に耕地面積ではなく、經營機構の有機的な構成をその内容とするものであるとすれば、労働手段の種々なる利用の形式(土地は最も主要なる労働手段である)及び利用の程度に従つて、云ひ換へれば、それぞれの經營に於ける經營方式、及び集約度に従つて、同一の經營面積も異なつた經營規模としてあらはされることになる。經營の方式は種々なる土地の利用形態及び生産物の加工、家内副業、工藝的副業の組合はせ、云はゞ經營の組織を内容とするものである(註)。従つてこの表徴は先づ第一に労働對象の差として、使用價值に於ける差としてあらはれてくる。土地の種々なる利用形態は労働對象の差に外ならない。土地は土壤それ自體としても種々なる内容、植物營養素の自然的含有量、即ち自然的な豊度、或ひは氣候等の諸條件によつて、又より一般的には外的自然諸條件の複合體として、その利用形態を異ならしめる可能性を含んでゐるものであるが、その利用形態を種々なる異なつた形に於て現實化するものは特定の技術水準である。特定の技術水準が特定の自然的地盤に於て何を労働對象と

するかを選択するのである。従つて現象的には労働對象の差としてあらはれる經營方式の技術的標識は労働手段と労働力との結合の様式であり、これが種々なる労働對象を通じて夫々の生産性の差としてあらはれてくるのである。そして、労働手段と労働力の投下の程度が、一定面積の耕地に對して云はれるとき、集約度である。この點で集約度は又農業經營方式の特徴付け及び分類の一つの基準としてとり上げられるのである。

(註) Th. Brinkmann. Das Oekonomik des landwirtschaftlichen Betriebes. (G. D. S. VII. Abt.) Tübingen 1922. 大槻正男譯「農業經營經濟學」昭和十年改訂再版、八頁以下。

集約度は前述の如く農業生産に投せられる労働及び資本投下の程度であるが、それは一般には一定の經營土地面積への資本及び労働の費用の相互關係の意味に解される。農業生産が工業生産に比して、技術的な關係から、著しく場所的な性質をもつといふことが、土地の一定面積當りのこれ等の費用の相互關係に對して、工業經營に於ける場合とは異なつた特別の意義が、農業經營に於ては與へられるのである。

しかしながら、これ等の費用の單なる比較に於て或ひに労働集約的、或ひは資本集約的とよぶことは、集約性の經濟的内容の規定を不明確にし、又集約性の二つの基本要素、資本及び労働の相互關係の本質に對する充分な理解を妨げるものである。嚴密に云つて、この概念は、その經營的内容から、一定の單位耕作面積に於ける生産手段及び労働力に對する資本投下率の意味に解されなければならない。即ち、この率の高さが集約度の高さであり、投下資本の内部的な構造は集約度のもの技術的な構造を意味するものである。そして「労働集約的」、或ひは「資本

集約的」はかゝる意味に於て理解されるべきであつた。

従つて、本來の集約性の高度化とは技術水準の高度化を意味するものなのであつて、技術水準を高度化せしめる諸條件は又同時に農業經營に於ける集約度を規定する諸條件ともなるのである。そして、一般に集約度増加の形態は、(一)、同一の作物に於ける經營費の増加、(二)、粗放的作目より集約的作目への移動、といふ二つの形態をとり、それは更に土地利用度の増加となつてあらはれる(註1)。立地的に云へば、市場への直接は集約性高度化の條件であるが、一方、それぞれの土地の自然的豊度は特定の技術水準の下に労働過程を潤色するものとして、交通地位による種々なる集約度地帯の配列に對する修正的要因としてあらはれる。極めて低位なる技術水準の上に立つ切替畑農業から、極めて高度の經營内容をもつ園藝農業に至る迄の(註2)わが國農業經營の種々なる經營形態はこの經營方式及び集約度の具體化に外ならない。

(註1) プリンクマン、前掲書、二二頁以下。

(註2) 尤も切替畑は自然後退しつゝある。(切替畑と焼畑との違ひは耕耘の有無による。)岩手縣下閉伊郡安家村の調査によれば、明治年間から大正初期は切替畑の耕作があり、切替畑は無肥料で最も粗放的經營であつて、従つて収量も少かつたが、大正中頃から切替畑がなくなり本畑のみの耕作となつた。畑作に關する調査「積雪地方農村經濟調査所報告第二五號」五頁。しかし麥類を除いては主要作物の反當収量は増加を示してゐない。明治四十四年を100とした昭和十二年の主要作物反當生産額指數は稗11、大豆98、大麥175、小麥148、粟100、蕎麥80、馬鈴薯108である。これは一面作物の重心の移動を物語るものであらう。一般に此の地方の畑作經營は稗、大豆、大麥の三つを中心とす

る輪作形式(最も主要なものは二年三作)が行はれてゐる。技術の低位さは農耕用具としての「鋤」(踏躑)「しゃくし」、脱穀用具としての「はぜ」「まいどり」「立臼」、脱稈器としての「振り」「立臼」「箕」等のうちに、見ることが出来る。播種方法は「直振」又は「ぼた播き」で播種量は概して多い。施肥は「二年三作の場合には麥の作付前に堆厩肥が入るに過ぎず」「同一畑に就いて云へば二年に一回しか施されないものである」(同上二五頁)。(稻作に於て一般に行はれてゐる耕耘過程の犁、脱穀、調製過程の動力用脱穀機、自働選別機とを對比せよ)。

之に對して最も集約的な園藝農業に於ては、温室園藝(福岡市近郊)百坪當りの投資額は、固定資本額三、八九五・〇三圓(温室建物ボイラー、放熱パイプ、給水装置、納屋、作業室、大農具其他)、經常費六九八・三四圓(病蟲害防除費、肥料代種苗代、球根代、燃料費、小農具費、雇傭勞賃、雇傭勞賃は九八・〇〇圓である)といふ數字を示してゐる。(吉野新六、福岡市近郊温室園藝に關する二、三の經濟的考察)「農業と經濟」第七卷第五號「六六一六九頁」。

わが國の農業經營が一般に如何に低位なる技術構造をもつた集約度に於て行はれてゐるかは多くの舉證を俟つまでもなく明らかなことであらう。今、農家經濟調査報告(昭和十二年度)によつて年々農業のために投ぜられる投下額の構成を見れば次の如くである。

	自作農	自小作農	小作農	平均
固定資金の填補と目ざるべき額	四七・〇七(四・五)	三九・七九(四・〇)	三三・一六(三・八)	三九・六七(四・一)
流動資金	二七五・七〇(二六・三)	二四五・三〇(二五・二)	二〇五・〇七(二三・八)	二四二・〇四(二五・二)
勞賃	七二六・四二(六九・二)	六八九・四四(七〇・八)	六二三・七二(七二・四)	六七九・八六(七〇・七)
耕地面積	一三・二〇〇	一二・七二七	一二・二〇〇	一二・七〇九

〔備考〕農林省經濟更生部「農家經濟調査報告」(自昭和十二年三月至昭和十三年二月より算出。全府縣の平均。固定資金は土地費、土地改良設備費、農具費、動植物減價額の合計であり、流動資金は種苗費、露種費、家畜費、飼料費、肥料費、光熱動力費、藥劑費、加工原料費、販賣費其の他の合計である。勞賃は、便宜上、經濟更生部計算の従業者勞働報酬をとつた。

これによれば投下資金の平均三分の二以上は勞賃によつて占められ、勞働手段並びに勞働對象に投下される部分は三分の一以下に過ぎない。しかも勞賃部分の占むる割合は自作農、自小作農、小作農と順に大となり、逆に固定資金の填補部分及び流動資金部分は共に順次に小となつてゐる。此の場合、勞賃部分と考へられてゐるものは、僅少の雇傭勞賃を除いては、所謂資本の前貸部分ではなく、生産の結果の農業所得に外ならぬことは注意すべきである。

四

以上、わが國の農業經營が一般に低い技術構造をもつ集約的經營として行はれてゐること、又自作農、自小作農、小作農(これは又耕作面積の大小としても考へられる)の順に技術構造は低くなる傾向をもつことが示されたと思ふが、經營面積の大小は經營内容に如何にあらはれてゐるか。昭和十二年度の帝國農會「農業經營調査書」によれば「大經營」「中經營」「小經營」はそれぞれ次のやうな内容をもつ經營組織として示されてゐる。

穀物作付 延反別	作物作付の内訳%														
	水稻	陸稻	小麥	大麥	菜種	豆	其他	馬鈴	甘藷	蔬菜	食用作物 物合計	肥料飼 料作物	果樹	桑	其他
大經營 三〇・五〇	五・一	—	二・二	七・七	八・一	二・七	一・〇	一・三	〇・二	一・六	五・七	六・五	—	〇・三	一・五
中經營 五〇・九七	二七・三	一・八	二〇・六	八・三	三・三	二・五	二・九	一・〇	三・五	九・六	一八・五	三・四	一・五	四・一	三・〇
小經營 三三・三三	三六・六	〇・六	二〇・一	九・〇	二・六	一・八	三・〇	一・三	一・二	九・三	一五・五	一〇・〇	四・三	六・六	二・七

〔備考〕 同書三頁。

又、反當労働日数は大經營、中經營、小經營それぞれ三一・二日、四一・〇日、五六・九日、反當施肥量は一四・〇一圓、一九・二四圓、二〇・一五圓、役畜使用日数は二・五日、一・八日、一・八日である(一三頁)。

これによつて見れば、(一)、中經營と大經營に於ては中小經營程勞賃及び肥料費の割合は大となる。(二)、經營面積の大なる程稲作比重は大となり、經營面積の小なる程經營内容が複雑になる。そして、(三)、大經營に於ては稲作に結合されてゐる作物は麥類、肥料飼料作物、菜種等比較的粗放的な作目であるのに對して、中小經營に於ては食用作物、果樹、桑等が主要なる結合作目となつてゐる(註)。以上の諸點に於て大經營と中小經營との明らかかな對比を見ることが出来るが、それは、こゝに於ては單なる經營面積の大小ではなくして、正に、經營内容の差としてあらはれてきてゐるのである。ところで、一般に經營内容の差、従つて經營様式の種々なる形態は労働手段と労働力の結合様式に對應するものである。そして、それは商品生産の進展を通じて具體化されるのであつて、この點、大經營に於ては一般に米の高度の商品性によつて米作を中心とする作付作物の單純化傾向が強くあらはれるのに對

して、中小經營に於ては蔬菜、果樹、養蠶等の、労働を多く要するが商品性の高い作物によつて貨幣收入を目指すと共に、他方畑作に於ける麥類、食用作物の天なる比重から、經營全體が大經營よりも一層濃い自給的色彩をもつてゐるものと考へられるのである。従つて、こゝで複雑な經營内容をもつ中小經營をそのまゝ一色に塗りつぶすことは誤りである。大體に於て稲作を中心として見れば、稲作に結合してゐる畑作は、大經營に於ては、その畑作物の主要部分である麥類、菜種、肥料飼料作物(紫雲英、藜苳等)は殆んど水田の裏作として作られてゐるのであつて、又耕作地面積に對する畑地、園地の割合の低いところから、普通畑の利用度は中小經營に比して著しく高い率を示してゐる。それに對して、中小經營に於ては、稲作に麥類、食用作物の結合した極めて自給的色彩の強い經營組織と、稲作と蔬菜、果樹、或ひは養蠶等の結合した商品性の高い經營組織との二つを考へることが出来るであらう。

畑作物に於ける比重 (%)

	陸稻	麥類	菜種	食用作物	肥料飼料作物	果樹	桑	其他
大經營	—	四六・〇	一九・八	一三・九	一五・九	—	〇・七	三・七
中經營	二・九	三〇・二	五・一	二九・七	一九・九	二・四	六・六	三・二
小經營	一・一	三三・三	三・三	二五・四	一六・四	七・一	一〇・九	四・五

耕地利用度

農業の經營規模について

四七八

(一八二六)

經營規模	耕地面積	田畑の割合(%)				田	
		一毛作田	二毛作田	普通畑	園地	普通畑	其他
大經營	一三七・八三二	三三・四	五九・六	六・四	〇・六	一・四六	二・四一
中經營	二九・二一九	一八・二	四七・一	二四・五	一・〇二	一・六五	一・九四
小經營	一五・六二五	一四・三	五二・九	二二・八	二・〇〇	一・七六	一・八七

〔備考〕 同上、二頁及び六頁。

(註) 以上は全國的な平均の傾向であるが、同様のことは小さな區域についても云ひ得ることであつて、例へば典型的な米作地方である庄内地方をとつて見てもかかる傾向は明瞭にうかがふことが出来る。

庄内地方に於ける耕地利用状態(%)

經營規模	米	麥	菜種	蔬菜	花卉	綠肥	食用作物		工業作物	桑	果樹	其他
							食用	工業				
五反未満	六九・五	五・〇	一・八	四・七	—	—	一三・五	〇・二	五・四	—	—	—
五反—一町	八九・八	〇・九	〇・九	一・七	—	—	五・〇	—	〇・六	—	—	—
一町—二町	七九・四	七・九	一・一	二・一	—	—	一〇・〇	—	二・五	〇・三	—	—
二町—三町	八六・七	三・二	〇・四	一・九	—	—	五・一	—	二・六	〇・一	—	—
三町—四町	八八・一	三・八	〇・九	一・六	—	—	三・六	—	一・九	〇・一	—	—
四町—五町	九一・〇	二・〇	一・〇	一・八	—	—	二・九	—	一・〇	〇・二	—	—
五町以上	九四・六	〇・六	〇・三	一・九	—	—	一・四	—	〇・四	—	—	—

經營規模	五反未満	五反—一町	一町—二町	二町—三町	三町—四町	四町—五町	五町以上	小		自作	
								農	作	農	作
五反未満	六〇・九	四・四	二・六	七・三	〇・二	一三・三	—	—	—	—	—
五反—一町	八〇・七	三・七	一・一	三・七	〇・一	五・九	—	—	—	—	—
一町—二町	八八・五	二・一	〇・八	二・二	〇・一	四・〇	—	—	—	—	—
二町—三町	九〇・六	一・八	〇・八	一・九	〇・二	三・〇	—	—	—	—	—
三町—四町	九二・二	一・七	〇・九	一・七	〇・一	二・四	—	—	—	—	—
四町—五町	九四・三	一・三	〇・五	一・五	〇・一	一・七	—	—	—	—	—
五町以上	九四・八	〇・八	〇・六	一・五	〇・三	一・三	—	—	—	—	—
五反未満	七三・二	三・〇	二・五	六・〇	〇・一	九・三	—	—	—	—	—
五反—一町	八八・九	二・二	一・四	二・四	〇・一	三・五	—	—	—	—	—
一町—二町	九二・二	一・五	〇・九	一・八	—	二・五	—	—	—	—	—
二町—三町	九二・八	一・九	〇・七	一・五	〇・一	二・一	—	—	—	—	—
三町—四町	九五・二	一・二	〇・七	一・〇	〇・二	一・四	—	—	—	—	—
四町—五町	九五・三	一・一	〇・九	一・六	—	〇・九	—	—	—	—	—
五町以上	九七・一	〇・七	—	〇・九	—	〇・九	—	—	—	—	—

〔備考〕 積雪地方農村經濟調査所、庄内地方米作農村調査、同所報告第十九號、七四—七六頁。調査農村は飽海郡、東田川郡、西田川郡、十ヶ村、調査戸數二、九七四戸の平均である。

尤も帝國農會農業經營調査にとられた「大經營」は平均十三町七反八畝二十二歩といふ耕地面積をもつものであつて、わが國の農業經營としては極めて特殊のものに屬するのであるが、以上の推論は大體の傾向を示すものとして

農業の經營規模について

四七九

(一八一七)

は充分云ひ得ることであらう。

以上のことは、逆に云へば、經營面積の大なる場合には稲作經營が有利であり、經營面積の小さい場合には集約度の高い蔬菜園藝といふ經營形態がとられるといふことである。異なつた經營組織は異なつた投下資金の構成、集約度をもつものであることは當然であつて、今、年々投下される資金の構成、集約度及びその内容が經營組織によつて如何に異なるかを見れば次の如くである。

積面地耕	稲作經營		普通畑經營		蔬菜園藝經營
	稲作を主とする	稲作と養蠶	畑作を主とする	畑作と養蠶	
田	一・二九九	一〇・五二四	一一・七〇四	三・〇一一	反
畑	二・一一五	三・四一〇	一〇・一二四	一〇・一二七	反
計	一三・四一四	一三・九二四	二二・八二八	一三・二〇八	圓
土地改良及び	〇・〇〇五	〇・〇〇一	〇	〇・一〇四	圓
土地費	一・一〇〇	一・二六六	〇・八四四	二・一四四	圓
建物費	一・一六五	一・三三八	〇・六四四	一・三四四	圓
農具費	〇・一九九	〇・二四四	〇・八五五	〇・二二二	圓
動植物減價額	二・九九九	二・八九九	二・三三三	三・八四四	圓
合計(A)	〇・三三二	〇・二七	〇・二六	〇・二七	圓

(當反) 成 構 の 金 資 下 投

反當收量	率 比		總計	勞賃計(C)	自給勞賃	雇傭勞賃	合計(B)	其の他	販賣費	加工原料費	藥劑費	光熱動力費	肥料費	飼料費	家畜費	蠶種費
	A	B														
五・六三四	一七・二二二	七六・八八八	五〇・六一	三八・九四	三八・一〇	〇・八四	八・七二	〇・三九	〇・二五	〇・一五	〇・一四	〇・〇九	六・二二	〇・六三	〇・五三	〇・四九
五七・八二	二一・七四	七二・二八	四八・二九	三四・九〇	三三・九七	〇・九三	一〇・五〇	〇・三四	〇・〇八	〇・〇六	〇・一一	〇・三一	五・二二	二・四二	一・二〇	〇・四九
四七・七八	二二・三七	七〇・一六	三五・九九	二五・二五	二四・六九	〇・五六	八・四一	〇・一五	〇・〇六	〇・〇一	〇・〇七	五・〇一	〇・三四	二・六一	二・五四	一・七〇
六六・四七	二七・五三	六五・八八	五八・三一	三八・四二	三六・九一	一・五一	一六・〇五	〇・三二	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇八	八・〇九	二・一一	二・五四	二・五四	四・五六
二二・一五一	五・一一〇	三八・九一	七三・四五	二八・五八	二二・三三	五・二二	三七・五三	〇・〇五	三・九四	二・六八	〇・三〇	〇・二四	一九・五九	三・八四	二・〇三	四・五六
二二・一五一	五・一一〇	三八・九一	七三・四五	二八・五八	二二・三三	五・二二	三七・五三	〇・〇五	三・九四	二・六八	〇・三〇	〇・二四	一九・五九	三・八四	二・〇三	四・五六

〔備考〕 農林省經濟更生部、昭和六年度「農家經濟調査別表」から「農業組織」の欄に基き集計、作表したもの。とりあげた農家は「第一種」農家のみである。従つて、當然平均水準以上のものであることは云ふまでもない。戸数は稲作經營のうち稲作を主とするもの、自作農二二戸、自小作農二二戸、小作農二二戸、合計六五戸、稲作と養蠶を營むもの、自作農二四戸、自小作農三五戸、小作農二九戸、合計八八戸、普通畑經營のうち畑作を主とするもの、自作農三戸、合計三戸、畑作と養蠶を營むもの自作農八戸、自小作農一戸、合計九戸、蔬菜園藝經營、自小作農二戸、合計二戸の平均である。

勞力費の自給部分は、大正十三年以降昭和五年迄の七ヶ年平均の一日當り能率換算時數を以て各農家の農業勞働時間を除し、昭和六年帝國農會「米生産費調査」に於ける各府縣平均一日當り稲作雇傭勞賃(食費付)によつて算出したものである。

この表に於て、集約度即ち生産への資本投下率は反當投下資金の總計にあらはされ、又その中で、年々固定資の填補に充てらるゝ部分(A)、流動資金(B)、及び勞力費(C)のそれぞれの占むる割合はその集約性の技術的構成を示すものであり、その反當收量は經營規模を集中的に表現するものと見られるであらう。然りとすれば、こゝにあらはされた限りでは、(一)、集約度は蔬菜園藝に於て最も高く、稲作經營、普通畑經營の順に低くなつてゐる。そして、(二)、集約性の技術的構造は稲作經營が最も低く、普通畑經營、蔬菜園藝の順に高くなつてゐる。従つて、こゝから普通畑經營は最も粗放的であり、稲作經營は低度なる技術構造をもつ集約的經營であり、蔬菜園藝は高度なる技術構造をもつ集約的經營であると規定することが出来る。そして、こゝでは、養蠶の結合は集約度又はその

内容の高度化をもたらすものとして作用してゐる。又(三)、經營規模の具體的な表現である反當收量は、自給的色彩の最も濃い普通畑經營に於て最も低く、稲作經營、稲作と養蠶との結合、畑作と養蠶との結合が之に次ぎ、蔬菜園藝經營に於て著しい高さを示しあゐる。

ところで、商品經濟の侵入、發展は、當然、商品化率の低い作目から高い作目へ、又集約度の低い經營から高い經營へ發展せしめる。例へば食用作物、麥類より稲作へ、又麥類のうちでも大麥、裸麥の生産は小麥の生産にとつて代へられつゝあるといふやうな傾向が見られるのである。そして、上述したところから、わが國の農業經營の發展する方向として二つの方向を、地代關係をそのうちに含み、それに制約されつゝではあるが、考へることが出来るやう。一つは經營面積の擴大による稲作中心の作物單純化への方向であり、一つは經營内容の高度化による蔬菜園藝的な經營への方向である。そして養蠶との結合、畑作部面に於ける自給的な食用農作物(粟、黍、稗、大豆、小豆等)から小麥其の他の商品的農作物への傾向はその中間的形態である。これは作物別作物面積の増減率に示される作物別作付面積の移動によつて明らかであらう。

作物別作付面積の増減率

	昭和元年	昭和六年	昭和八年	昭和十年	昭和十三年
米	五一・九	五四・六	五二・六	五二・九	五三・一
	一〇〇・〇〇	一〇三・八六	一〇〇・四七	一〇二・四五	一〇二・九一
水稻	四九・七	五二・三	五〇・五	五〇・七	五〇・七
	一〇〇・〇〇	一〇三・一〇	一〇〇・八八	一〇二・五九	一〇二・七三

農業の經營規模について 四八三 (一八二一)

陸稻	二〇〇・〇	九七・六四	九一・五〇	九八・三二	一〇七・二四
麥類	二二五・八	二四・八五	二五・四七	二五・八	二六・九
大麥	七〇・〇	六・四	五・八	五・六	五・九
裸麥	八・九	八・三〇	七・三	七・三	六・八
小麥	七・七	八・四	一〇・二	一〇・九	一・九
燕麥	一〇・八	一〇・八	一六・八	一四・九	一五・八
食用農産物	一九・八	一九・〇	一八・六	一八・九	一八・七
園藝農産物	一〇・〇	九・六	九・四	九・八	九・五
果實	一〇・九	一〇・三	一〇・五	一〇・八	一〇・九
蔬菜	八・二	九・三	九・八	一〇・〇	一〇・七
花卉	四・二	四・〇	四・二	四・三	四・三
工業農産物	四・〇	四・九	四・三	四・七	四・八
緑肥用作物	七・〇	七・四	八・三	八・二	八・四

茶	一〇〇・七	八五・六三	八六・四八	八八・三六	九〇・七
桑	九〇・〇	一一一・一	一一一・一	一一一・一	一一一・一
作付率	一一・二八六	一一・三二八	一一・三三七	一一・三三一	一一・三三一

〔備考〕各年度の「農林省統計表」より算出作表せるもの。太字は昭和元年を一〇〇・〇〇とせる作付面積指數で、絶對的作付面積の増減を示す。細字は耕地面積に對する作物別作付面積の比重である。

食用農産物は大豆、小豆、粟、稗、黍、玉蜀黍、蕎麥、甘藷、馬鈴薯の合計。

特にこのうちで、米作の、北漸の傾向は注目すべきである。

米作付歩合の變化

昭和元年	四・四三	一五・六六	一五・四四	一五・三三	一五・二二	一五・一一	一五・〇〇	一四・八九	一四・七八	一四・六七	一四・五六	一四・四五	一四・三四	一四・二三	一四・一二	一四・〇一
昭和六年	六・〇〇	一六・三三	一五・四六	一五・三三	一五・二二	一五・一一	一五・〇〇	一四・八九	一四・七八	一四・六七	一四・五六	一四・四五	一四・三四	一四・二三	一四・一二	一四・〇一
昭和二年	五・六六	一六・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三	一五・三三

しかもかゝる作付作物の變化が、北海道を別とすれば、一町乃至二町の耕作面積をもつ農家の絶對的な、又相對的な増加、一町以下の耕作面積をもつ農家の減少といふ形で遂行されてゐるところに、わが國の農業經營の發展の特質が見られるであらう(註)。そして特に東北農區に於ては耕作面積一町未満の農家が絶對的にも相對的にも増加

してゐるのであるが、これは米作北漸の傾向、並びにその低い技術水準と相俟つて、稲作經營に對する年雇、季節雇、日雇等の形での雇傭労働の給源として吸着してゐるものと考へられやう。

(註) 尤も農區によつては二町乃至三町の耕作面積をもつ農家も亦増加の傾向を示してゐるところがある。(關東區、東海區、近畿區。)

たゞ此の場合、發展と没落の質的な差異は平均のうちに溶け込んでしまふので、嚴密には、典型的ないくつかの小地域に於て發展傾向を検討することが必要であらう。

わが國の農業經營の發展傾向としては、一方に專業農家への傾向が明瞭に見られるのであるが、一町以下の所謂過小農經營は依然として壓倒的な數を占めて居り、賃銀労働或ひは兼業、副業との結合に於て存在するのを看過してはならない。否、極めて小面積の耕作農家に於ては農耕部面が副業として結合してゐる場合もあるのである。農林省による助成金交付の下に行はれた長野縣農會經濟部の調査にかゝる過小農部落の調査によれば(帝國農會「過小農部落經營調査」昭和十四年九月)兼業農家戸數八六戸のうち他業を主とするもの(「本業的兼業」と農業を主業とするもの(「副業的兼業」)の割合は、前者二三戸に對して、後者六三戸、兼業農家戸數の大約四分の一は「本業的兼業」農家である。この場合耕作面積が小となるに従つて所謂「本業的兼業」の割合が大となることは云ふを俟たない(註)。その内譯は次の如くである。

戸兼數	兼業種類別戸數			
	商業	工業	俸給(給料)持殊技能労働者	普通労働者其他
四反以下 〔本業的兼業〕	五九	一一	二五	一一
六反以下 〔本業的兼業〕	二七	一一	五四	二一
八反以下 〔本業的兼業〕	一五	三	四一	三一
一町以下 〔本業的兼業〕	一二	三	四二	三一
一町五反以下 〔本業的兼業〕	二	一	四	五
二町以下 〔本業的兼業〕	二	三	四	六
二町以上 〔本業的兼業〕	一	一	一	一
合 計 〔本業的兼業〕	六三	三四	一九二	一九二

〔備考〕 同調査頁四四頁。「兼業農家には本業的副業、即ち他業が主業なるもの」と副業的兼業とを包含してゐるのであるが、此の本、副業の區別は農家により限界極めて困難なるものあり。一ヶ年の所得の大小、家族労働時間數、經營耕地の大小、經營主(戸主)の所得労働等のみを以て判定することは困難であるが、之等は少くとも本、副業を農業の經營規模について

判定する重要事項たるは論を俟たない。所謂之等の事項を総合的に觀察し一家經濟生活の本據となり一時的基準ならざることを考慮すべきである(同上)。

(註) 副業と兼業とは如何なる點に於て區別され得るか、又區別すべきものであらうか。副業及び兼業は農業生産といふ本業に對する補助的收入を目指してゐる點に於て共通の點をもつ。しかし兼業とは農業と區別され得べき補助的收入を指し、副業とは農業収入に含まれる、耕種以外収入、又はその一部を指すものと考へられるやうである。農林省の「農家經濟調査報告」によれば、兼業収入には、

- (一)、兼業生産物収入(原料を買入れて爲す加工生産物、自家生産物にして農業生産物に包含せられざるものに加工せる生産物、天然物の捕獲、採取及其の加工に因る収入)
 - (二)、林業収入
 - (三)、俸給勞賃収入(俸給、勞賃、手當、恩給其他)
 - (四)、財産収入、其他
- が含まれてゐるが、(四八頁)農業収入のうち耕種以外の収入は、
- (一)、養蠶収入
 - (二)、養畜収入(牛、馬、豚、鶏及鶏卵、其他)
 - (三)、農産物加工収入(製加工、蔬菜、果實、加工其他)
 - (四)、林野収入、其他

から成り立つてゐる。従つてこのうちには養畜収入、農産物加工収入の如き、所謂一般には「副業」と稱されてゐる部分が含まれてゐると共に、兼業収入として擧げられてゐるもののうちでも、兼業生産物収入の如きは明らかに一般に「副業」と

云はれるものうちに含められてゐるものである。副業若しくは兼業はその間の區別が重要なのではなくして、小農經濟が、貨幣經濟による自然經濟の崩壊につれて、貨幣収入の増加を目的とした生計補充部分として經營自體のうちにとり入れたこと、そして、それが小農經濟存立のための絶對的必要條件であつたことが重要なのである。従つて、その個々の部分が兼業であるか副業であるかではなくして、それが殆んど凡て貨幣化を目的としてゐる點から、如何なる形で市場への通路をもつかを基準として區別せられなければならない。そしてそれは大約次の如くなるであらう。

- 一、商品生産的家内生産
 - A 市場へ直接に通路をもつもの、(養蠶はもはや農業經營の一部であつて、副業ではないが、大規模の養蠶、農村工業等が之に屬する。)
 - B 買集め人、問屋に依存するもの。地方買集め商、地方問屋、集散地の問屋の手を経る。(典型的には養蠶。其他麥稈、田、疊表、莫産、製加工、竹細工、柶柳細工、木細工其他、農産物加工、畜産物加工等々。)
- 二、資本制的家内労働。問屋又は仲次業者の注文により其の供給する材料に附價を定めて加工し、勞賃を得るもの。(質機織、經木細工、竹細工、木細工、其他、特約養蠶組合による養蠶農家と製絲業者の關係は本質的にこの關係に近い。)
- 三、賃労働。(農業雇傭労働、工業労働、出稼。)

五

以上、經營方式及び集約度によつて種々なる内容を附與せられる經營規模は、窮極に於ては、勞働手段の量及び構成によつて規定せられることを見た、此の場合土地は、前述の如く、農業に於ける主要なる勞働手段である。そして、農具、農業機械等の勞働手段はその利用に一定の耕地面積を前提とし、又その擴大の要因を含むことによつ

て、農業經營規模を左右する要因となるであらう。之に對して、農業上の補助材料又は原料である肥料或ひは品種は、それ丈では、農業經營の規模を決定し、内部的分化を惹き起す要因となるものではない。

肥料が農業生産に對して有する意義は、土壤を通じて、又土壤の自然的に含有する植物營養素と共に(註)、栽培植物の生育に對する補助的役割をなす點にある。従つて、肥料を多く用ふるか、少く用ふるかは收穫量の多少となつてあらはれる丈で、農業の生産方法、生産様式、労働手段等に對して變動をもたらすものではない。又、逆に肥料はその使用に一定の經營規模を前提とするものではないのである。肥料は分割して與へることも出来るし、又全然無肥料でも耕作は可能である。又新品種或ひは變種の發見等によつて施肥量或ひは肥料の種類は變化せしめられることもあるのである。

(註) 植物營養素の擔ひ手としての土地は、この限りでは、農業労働對象として作用する。

農業労働の直接的な對象である品種についても同一のことが云へやう。品種の改良、新品種の採用はそれによつて收穫量の増大はもち來されるが、それ丈であつて、肥料の場合と同様に農業の生産方法を變化せしめるものではない。しかも、一定の農業經營規模を前提としない、又農業經營規模に對して何等の制限を加へ得ない肥料又は品種の改良といふ形に於てのみ生産量の増大ははかられたところに、小規模經營の維持、存続を前提とせるわが國農業、技術發展の特異性があつたものであり、又、同時に、地代法則貫徹の下に、小規模制に於ける生産量の増大は肥料又は品種改良といふ形に於てのみ可能であつたのである。

農業に於ける經營規模を上述べの如く理解するならば、適正規模を如何に規定するかは自ら明らかであらう。今日、適正規模がとり上げられるとするならば、それはもはや、現在の一定の技術水準の下に、農民及びその家族の労働力が最も合理的に對象化される爲めには耕地面積の幾何の割合を以て配置さるべきかの問題ではない。過剰なる農業人口と狭小たる耕地面積を前提とする小規模經營の下に於ては、労働の生産力の犠牲の上に單位面積當りの生産量の増大が目標とされなければならなかつたのであり、又そこに農業生産政策の指導原理が置かれてきたのであつた。そして、かゝる條件が、「適正規模」に對して家族労働に對する耕地面積の適正比率といふ形でその歴史的性格を與へたのであつた。現在、農業經營面積が家族労働と如何に低い相關々係しかもつてゐないかは既に充分に實證的に論證されてゐるところである。出稼又は雇傭労働の量といふ形態がその労働力の過剰又は不足の調節補充の形態であるが、技術水準が高まれば高まる程、この兩者の間の相關々係は益々低くなつてくるわけである。即ち、中心點は家族労働の對象化ではなくして、労働の生産性に置かれなければならない筈である。そして、經營規模はそれ自體既に「技術」を含む概念であつたので、適正規模は、労働の生産性を基準として、動的に把握されなければならないのである。(註)

(註) わが國の主要な農耕形態である米作はその主要な生産手段、水、に基く「灌漑」をその特徴とするが、「灌漑」といふ技術的特質から、わが國の農業生産がそれ自身のうちに含む發展の技術的な限界はどこに置かれるかは別に考察するところである。